

定例教育委員会の傍聴

- 日時 1月24日(水)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

消防団員を募集しています



消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。そのほかにも、防災訓練や火災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしています。

消防団員は全国的に減少傾向にあり、吉岡町も例外ではありません。地域の安全・安心を守るため、消防団への入団をご検討ください。興味のある人はお気軽にお問い合わせください。

▶対象

18歳以上の町内在住者または在勤者

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

令和6年1月から始まります

産前・産後期間の国民健康保険税を一部免除します



まちなぎ

令和5年11月1日以降に出産した・出産予定の被保険者の国民健康保険税の所得割および均等割の一部(4カ月分または6カ月分)を免除する制度が、令和6年1月から始まり、窓口へ届け出てください。

ウノロードしてください。(母子手帳など)

●**必要書類**
届出書(保険室窓口で受け取るか、町ホームページでダウンロード)の6カ月前から

▼**申請時期**
出産予定日の6カ月前から

▼**必要書類**
届出書(保険室窓口で受け取るか、町ホームページでダウンロード)

▼**届出・問い合わせ先**
住民課 保険室 ☎26・2249(直通)

●**母子手帳など**
※出産した被保険者と生まれた子が別世帯の場合は、被保険者と生まれた子の親子関係を明らかにする書類が必要です。
※免除制度の詳細については、町ホームページを確認してください。

健康の保持・増進のため

人間ドック補助金



まちなぎ

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。
対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。
※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

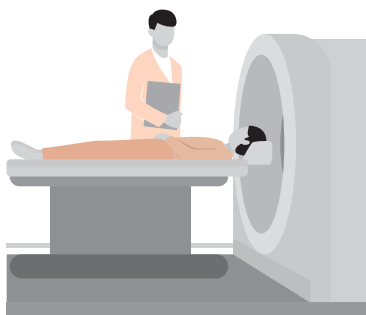
もの(の)の写し

▼**受診期間**
令和5年4月1日(水)～令和6年3月31日(日)

▼**申請期限**
令和6年4月1日(水)

※令和6年3月中に受診予定の人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果は令和6年4月30日(金)までに追加で持参してください。
※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼**申請・問い合わせ先**
住民課 保険室 ☎26・2249(直通)



- ▼**申請方法**
受診後、次のものを保険室に持参してください。
 - 人間ドック健診料の領収書
 - 健診結果(一式)
 - 通帳など(振込先が分かる)

▼**補助金額** 2万円
※健診料が2万円以下の場合には支払った金額まで

▼**医療機関** 自身で選定してください。

▼**後期高齢者医療保険加入者**
受診日現在町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

▼**申請・問い合わせ先**
住民課 保険室 ☎26・2249(直通)



申請は1月9日(火)～31日(水)に

介護慰労金

身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、申請により介護慰労金を支給しています。

▼対象 令和6年1月1日を基準日として、1年以上継続して町内に住所を有し、かつ次の全てに該当する老人などを介護している人に支給します。ただし、2人以上で介護している場合は、主として介護する人が対象です。

- 町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
- 基準日以前1年間継続して要介護1～5の認定を受けていること



●基準日以前1年間において、短期入所などの利用日数および医療機関などへの入院日数の合計が100日以内であること

●基準日以前1年間において一度も介護保険施設などへ入所していないこと

▼申請に必要なもの

- 申請書(介護高齢室窓口で受け取ってください。)
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請期間 1月9日(火)～31日(水)

▼提出・問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)

生理用品を無償で配布しています

経済的な理由で生理用品が購入できない人に、生理用品を無償で配布しています。

▶時間 開庁時間
(8:30～17:15)

▶場所 福祉室窓口

※在庫がなくなり次第、終了となります。

問い合わせ先
介護福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

農業者年金

国民年金+農業者年金で安心・豊かな老後を

こんな人が加入できます
(次の全てに該当する人)

- 国民年金第1号被保険者年間60日以上農業に従事している人
- 20歳以上60歳未満の人
- ※年間60日以上農業に従事する、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者も加入できます。

掛け金は積み立て

積立方式であるため、自分がかけた金額は年金として生涯受け取ることができます。
保険料はいつでも変更可能
月々2万円～6万7千円



※35歳未満で一定の要件を満たす場合は1万円からでも通常加入できます。

節税効果あり

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税となります。

政策支援が受けられます

保険料の国庫補助が受けられます。例えば、認定農業者などで青色申告者の35歳未満の人は1万円(5割)補助が受けられます。

▼問い合わせ先 農業委員会事務局
☎26・2281(直通)

人権擁護委員に坂田さんが再任されました

令和6年1月1日付で、法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員に坂田昭二さんが再任されました。

人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。

毎月第2木曜日に、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先
介護福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

ヘルメットを着用しましょう

高校生等自転車用ヘルメット購入補助金



群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に中高生と保護者が町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

▼ヘルメットの安全基準

- SGマーク
- JCFマーク
- CEマーク
- GSマーク
- CPSCマーク
- その他町長が認めるもの

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分

の1(100円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など購入日、商品名および購入額が記載されているもの
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書

□安全基準を満たしていることが分かる書類

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは協働安全室窓口で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システム

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金の交付は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

▼申請に必要なもの

□申請書

□領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)

□チャイルドシート付属の保証書または取扱説明書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは協働安全室窓口で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システム

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

